

最低制限価格の算出方法について

最低制限価格については、開札時に「開札立会人」が「くじ」を引き、最低制限価格算出割合を決定し、事前公表している最低制限基準価格に乗じて算出(千円未満切り捨て)し、決定する。

最低制限価格算出割合は、97.0%～99.9%の範囲内で「1の位(7～9)」・「小数点第1の位(0～9)」の順に開札立会人が「くじ」を決定する。

[参考例]

開札立会人Aが、「1の位」⑧のくじを、また開札立会人Bが、「小数点第1の位」⑤のくじを引くことにより、最低制限価格算出割合は、9⑧.⑤%に決定する。

次に、最低制限基準価格に最低制限価格算出割合9⑧.⑤%を乗じて、最低制限価格を決定し、落札者の判定を行います。